# 会議記録

会議名称	令和6年度第1回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会
日時	令和6年8月29日(木)午後6時59分~午後7時52分
会場	杉並区役所 中棟4階 第2委員会室
出席者	<委員> 浅賀委員、西谷委員、平田委員、八木委員、奥村委員、山﨑委員、
	中村委員、松本みつひろ委員、山田委員、市村委員、庄司委員、玉村委員、阿部委員、松村委員
	<区側> 保健福祉部長、国保年金課長
配布資料	<ul> <li>・席次表</li> <li>・委員名簿</li> <li>・諮問文(写)</li> <li>・説明資料</li> <li>1 「杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容について」</li> <li>2 「国民健康保険者証廃止後の資格確認書等の取り扱いについて」 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則</li> </ul>
会議次第	1 開 会 2 会長の選出 3 会長職務代行委員の選出 4 議題 (1)諮問事項の審議 令和6年度諮問第1号 国民健康保険法が一部改正されたこと等に伴う国民健康保険条例の一部改正について (2)報告事項 国民健康保険被保険者証廃止後の資格確認書等の取り扱いについて 5 その他 6 閉会

# 定刻前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、会のほうを始め 国保年金課長 させていただきます。 初めに、保健福祉部長からご挨拶をさせていただきます。 保健福祉部長 保健福祉部長の井上です。どうぞよろしくお願いいたします。 本日はお忙しい中、また、足元の悪い中、令和6年度第1回国民健康保険事 業の運営に関する協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 さて、委員の皆様には、令和6年4月17日付で国民健康保険事業の運営に関 する協議会の委員を委嘱させていただいてございます。本来ですと、お一人お 一人手渡しするべきところですけれども、郵送での委嘱状の伝達となりました ことをご理解いただければと存じます。 委員の皆様の任期につきましては3年間となってございます。また、今後の 委員交代に当たりましては、前任者の残任期間が任期となりますので、ご承知 おき願います。 それでは、会長の選出までの間、私が進行役を務めさせていただきますので、 どうぞよろしくお願い申し上げます。ここからは着座で失礼させていただきま それでは、国保年金課長から配付資料の説明をさせていただきます。 国保年金課長 (資料の確認) なお、今回机上に配付しました資料は、分かりやすくご説明するために、郵 送でお送りした資料から一部修正ですとか、あるいは追加させていただいた資 料がございます。資料をご説明する際に修正点等につきましては併せてご説明 させていただきたいと思ってございますので、ご理解のほどどうぞよろしくお 願いいたします。 また、本日は委員定数20名のところ14名のご出席をいただいておりますの で、杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条に規定する定足 数を満たしておりますことをご報告いたします。 保健福祉部長 それでは、よろしいでしょうか。 なお、本日、協議会の審議経過を議事録として記録する必要がございますの で、発言を録音させていただきますので、ご了承願います。 また、ご発言の際には挙手をお願いいたします。進行役から合図いたします

ので、机の上のマイクのボタン、真ん中のものを押していただきまして、発言

が終わりましたらまた押して消していただくという形で運用していきたいと

思っていますので、よろしくお願いいたします。

また、本年は委員改選の年ということで、交代された委員の方が複数おられますので、改めて本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。大変 恐縮ですけれども、名簿を御覧いただきまして、上から順番に私からお名前を ご紹介させていただきます。

それでは、まず1番目になりますけれども、浅賀由美様でございます。 2番目の佐々木晴枝様は本日は欠席でございます。

次が西谷和惠様です。

続きまして、前田美音子様は本日欠席でございます。

また、松本健樹様も本日ご欠席です。

平田敬子様。

続きまして、稲葉貴子様は本日欠席でございます。

八木美徳様。

奥村尚威様。

真砂功様は本日欠席でございます。

続きまして、山﨑靖様。

中村正則様。

松本みつひろ様。

山田耕平様。

市村敦子様。

庄司玉緒様。

手島広士様は本日欠席でございます。

玉村恭男様。

阿部光良様。

松村光久様。

以上でございます。3年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、区側の出席者をご紹介させていただきます。

私が保健福祉部長の井上でございます。

続きまして、国保年金課長の倉島でございます。

また、国保年金課の係長級職員も出席してございますけれども、本日はご紹介は割愛させていただきます。

続きまして、会長の選出に移らせていただきます。

	会長は、杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第4条により、
	公益を代表する委員のうちから選挙すると定められてございます。
	会長選任につきましていかがいたしましょうか。
委員	医師会の八木でございます。前の任期中にも会長をお願いしておりました、
	民生委員児童委員協議会の会長であられる玉村委員を推薦いたします。
保健福祉部長	ありがとうございました。ただいま玉村委員を推薦するご意見がありました
	が、いかがでしょうか。
	(異議なし)
保健福祉部長	それでは、異議なしということでございますので、会長は玉村委員にお願い
	したいと存じます。
	それでは、玉村委員には会長席にお移りいただき、一言ご挨拶いただきまし
	て、以降の議事進行をお願いいたします。
	(玉村委員、会長席に移動)
会長	ただいま会長に指名いただきました玉村でございます。本協議会の円滑な運
	営と活発なご議論をいただければと思っております。各委員の皆様、ご協力を
	お願いいたします。
	それでは、着座にて失礼いたします。それでは、次第に従いまして、会長職
	務代行委員の選出に入ります。
	なお、代行委員は、杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第4
	条により、公益を代表する委員のうちから選挙することになっておりますが、
	慣例により会長が指名するということでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	異議なしということですので、会長職務代行委員には松本みつひろ委員をご
	指名いたします。松本委員、よろしくお願いいたします。
	次に、議事に入る前に、杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則
	第9条による会議録への署名委員を決めたいと存じます。 これにつきましても
	私から指名するということでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	異議はございませんでしたので、私から指名させていただきます。
	私のほかに、被保険者代表の浅賀由美委員、被用者保険等保険者代表の松村
	光久委員にお願いいたします。
	それでは、諮問事項の審議に入らさせていただきます。

令和6年度諮問第1号「国民健康保険法が一部改正されたこと等に伴う国民 健康保険条例の一部改正について」を上程いたします。

諮問内容につきましては、区からご説明願います。

# 国保年金課長

まず、お手元にございます諮問文を御覧ください。

国民健康保険法が一部改正されたこと等に伴う国民健康保険条例の一部改正 について(諮問)

杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき、 下記事項について諮問します。

記

# 1 諮問事項

令和6年度諮問第1号

国民健康保険法が一部改正されたこと等に伴う国民健康保険条例の一部改正について。

## 2 改正の理由

個人番号カードと国民健康保険の被保険者証を一体化したことに伴う被保険者証の廃止について、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)が一部改正されたこと等により、影響する関連事項を改める必要があるため。

# 3 主な改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり。

# 4 実施の時期

令和6年12月2日

ただし、条例第23条に係る規定は、公布の日から。

諮問文につきましては以上のとおりでございます。

次に、具体的な内容等についてご説明いたします。

まず、ご説明を差し上げる前に、郵送でお送りした資料から修正となった主 な点等についてお伝えいたします。

まず、資料の「杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容について」でございますが、条例改正の趣旨について、条ごとにまとめたり、あるいは記述内容を少し修正しているほか、裏面には新たに改正に当たっての補足説明を追記するなど変更してございます。

次に、別紙として、国民健康保険法の新旧対照表を新たに参考資料としてお 配りしてございます。なるべく分かりやすいご説明をさせていただくため、今 回、資料の修正等を行っておりますので、恐れ入りますが、ご理解くださいま すようどうぞよろしくお願いいたします。

なお、杉並区国民健康保険条例の新旧対照表は、先ほどご説明しました諮問 文の別紙になります。

それでは、ご説明いたします。「杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容について」の資料等を御覧ください。

まず、1「改正の趣旨」でございます。

(1) このたび国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、国民健康保険法の一部が改正され、個人番号カードと国民健康保険の被保険者証を一体化し、被保険者証を廃止すること等とされたため、短期証及び資格証明書を含む保険証の交付は廃止することとなりました。このことに伴い関係条例を改正いたします。

現行条例は、療養費等の支給に関し、資格証明書の交付を受けている間の除 外規定を国民健康保険法の該当条文を引用して定めていましたが、今回の法改 正によりほかの条文で関連する内容を規定することになりました。第8条にな ります。

また、国民健康保険料を滞納している方に対して、短期証や資格証明書を交付し、納付相談の機会を確保するなど、収納対策の取組を行うことができるよう過料についても定めていましたが、被保険者証等の規定が廃止されることになります。第27条です。

(2) 急患等として医療機関等を受診した国民健康保険の被保険者に対し、 生活保護を職権で開始した後、当該者に資力があることが判明し、医療費相当 額を返還請求する事案の発生が生じることを防止するため、生活保護の開始に 代えて、本人の資力の有無が判明し、かつ資力が活用可能となるまでの間、一 部負担金及び保険料の徴収猶予を活用するよう国から通知があったことを受 け、最長1年間その徴収を猶予することとするため、関係条例を改正いたしま す。第23条です。

次に、2「改正の内容」でございます。

(1) 療養費等の支給に係る規定で引用する国民健康保険法の条項を改めること等とします。第8条です。

- (2) 急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付について、区長がやむを得ないと認めるときは、徴収猶予をすることができる期間を6か月以内から1年以内とすることとします。第23条です。
- (3) 過料を科す対象から被保険者証の返還を求められて、これに応じない者を除外すること等とします。第27条です。

次に、3「施行日」でございます。

この条例は、令和6年12月2日から施行します。ただし、第23条の規定は 公布の日から施行します。

裏面を御覧いただきまして、4「改正にあたっての補足説明」になります。

(1)「被保険者証の廃止に関連した取扱」、第8条。

改正により短期証及び資格証明書を含む保険証の交付は廃止となります。短期証及び資格証明書は、保険料を滞納している方に対して保険証の代わりに交付するもので、短期証は通常の保険証よりも短い有効期間を設定した保険証です。資格証明書のほうは、特別の事情がないにもかかわらず、原則1年以上保険料を滞納する方に対して交付する証明書で、医療機関等において自己負担額の10割を支払うこととなりますが、後日、7割を区が負担するものになります。

この短期証及び資格証明書は廃止となりますが、その代わりとして、特別の事情なく保険料を原則1年以上滞納している方に対しては、特別療養費の支給に係る事前通知を行った上で、マイナ保険証をお持ちの方にはオンライン資格確認等システムにおいて特別療養費該当と分かるように情報を連携し、マイナ保険証をお持ちでない方には特別療養費の該当である旨を記載した資格確認書を交付することとなります。特別療養費に該当する方は、これまでの資格証明書での取扱いと同様に、医療機関等の窓口において自己負担額の10割を支払い、後日、区から7割を負担するということになります。

入院時食事療養費等につきましては、これまで入院時食事療養費等の支給は、 保険料を滞納し資格証明書の交付を受けている者について、その交付を受けている間は、この限りではない。また、資格証明書の交付を受けている者が、保険料の滞納を完納したり、災害等の特別の事情があると認められた場合などにおいては支給する等とされておりましたが、資格証明書が廃止となりますので、 それに伴い資格証明書の記述が削除され、特別療養費の記述に変更となる改正となりました。

	また、(2)「過料についての取扱」でございます。第27条です。
	これまで、資格を喪失したときは保険証や資格証明書を返還しなければなら
	ないがこれに応じない者、また、滞納者には保険証の返還を求めることができ
	るがこれに応じない者、虚偽の届出をした者に対し、10万円以下の過料を科す
	ことができる、とされていましたが、こちらも資格証明書を含む保険証が廃止
	となることにより、保険証の返還に応じない者などへの過料を科すことがなく
	なりますので、それに伴った改正となってございます。
	(3)「徴収猶予について」です。
	第23条は保険料の徴収猶予に関することでございますが、一部負担金、いわ
	ゆる患者が医療機関に支払う医療費の徴収猶予につきましては要綱で規定して
	いるため、保険料同様に最長1年間その徴収を猶予するように改正をいたしま
	す。
	なお、保険料・一部負担金ともに、令和5年度の実績はございません。
	次に、別紙の国民健康保険法新旧対照表でございますが、こちらは今回参考
	に配付させていただきました。かなりページ数がまたがるものでございますの
	で、資料の説明は割愛させていただきます。
	説明は以上でございます。
会長	それでは、ただいま説明のあった諮問事項について、ご質問、ご意見がござ
	いましたらお願いいたします。
委員	何点かお聞きします。ただいまの説明で大分分かったのですが、今回の条例
	改正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴って、12月2日から新
	規の国民健康保険被保険者証が廃止されることなどに伴うというものだと思う
	のですが、この条例改正は区議会第3回定例会で提案されるのか、あと、各自
	治体でも国保運営協議会をこのように開催しているのか、その点、確認したい
	と思います。
国保年金課長	まず、第3回定例区議会には、今回の協議会の状況を踏まえて、条例等の改
	正ということで、お示しをしていきたいと考えてございます。
	あと、運営協議会でございますが、この取扱いは各自治体によって状況がま
	ちまちだと聞いてございます。やるところもあるし、やらないところもあるの
	ではないかということで、全体は把握していないのですが、各自治体の状況に
	よるものと思ってございます。

改正の中身については大体分かったのですけれども、まとめて聞いてしまいま すね。

1点目が、マイナンバー法の改正で国保法の一部改正が行われ、資格証明書の文言に代わり、法54条の3、特別療養費の支給に置き換わったことによる文言の整備ということでよいのかどうか、それが1点目。

2点目が、急患などで医療機関を受診した際に、被保険者との判断がつかない場合は行政の職権で生活保護を開始されることもあり、その後、被保険者と判明したことで生活保護が廃止されることになりますが、その間の生活保護費の返還義務が生じ、請求されることがあり得ると。このような事案を減らすために、職権による生活保護の開始とせずに、健康保険料の徴収猶予期間を6か月から1年に延長して対応するということで、財政措置的には生活保護費を使うなどの煩雑さをなくし、健康保険の枠の中で対応させるための措置と言えると思いますが、それでよろしいのか確認したいと思います。

最後、3点目については、そもそも紙の健康保険証がなくなるということで、 保険証の返還に応じない者への過料、罰金の規定を削除するということでの内 容と考えますが、それでいいのか、それをまとめて確認したいと思います。

# 国保年金課長

まず今回、我々のほうで協議会の案件として出させていただいているのは、 協議会の規則、最後の方に資料をつけてございますが、これに基づいてやって いるところでございまして、今回、第2条の「国民健康保険に係る条例規則等 の制定及び改廃に関すること」を勘案して、今回、案件とさせていただいてご ざいます。

あと、ほかのご質問で、特別療養費はお話しいただいたとおり、今回、資格 証明書が廃止となることに伴いまして、特別療養費の支給に替わるといったと ころでの改正となります。

2点目は、委員のおっしゃるとおり、健康保険の枠の中で対応するための措置で、不利益を本人に与えないためにするという枠組みの中でやっていくものでございます。

最後、3点目でございますが、過料のところ、そちらの方は委員のおっしゃ るとおりでございます。

以上です。

会長

ほかにご質問はございませんか。

委員

短期証と資格証明書の取扱いについて少し確認したいのですけれども、これ

は廃止されるということで、その廃止に伴ってどのように運用されるのかとい うことが少し心配でもあるのです。

今回の条例改正で資格証明書がなくなり、特別療養費として制裁措置が残る ということになり、短期証の仕組み自体もなくなることになるのですが、現在 の国による保険料値上げと保険料滞納解消のための徴収強化、制裁措置の継続 方針の下では、今後、短期証扱いになっている被保険者の対応はどのようにな るのかが問われてくると思います。

ある自治体だと、短期証の被保険者に対してこれまでは何度かの催告を行い、 それに応じない場合に差し押さえ、資格証明書の措置を取っていたものを、1 回だけの催告で応じないときには差し押さえ、資格証明書、特に12月2日以降 は特別療養費扱いを検討しているという話も聞いています。12月2日までに強 引に取立てを行うなどの事態にもなりかねないということも少し懸念している のですけれども、これらの点について杉並区としてはどのように対応するのか 確認しておきたいと思います。

#### 国保年金課長

我々の方も今、まず最初に保険証の更新のタイミングで、1年以上滞納している方に対しては6か月の有効期限の短期証を発行し、発行した後も引き続き滞納されている、お支払いがないといった方については、次のステップとして資格証明書をお出ししているという段階を踏んでおります。

今回の法改正によりまして短期証がなくなることになりますと、その6か月 の猶予がなくなってくるということになります。今現在、我々もそこのところ をどうしていくかというところは検討中でございます。

ただ、引き続き丁寧にそこのところについてはご説明をしていったり、当然、 事前に何度もアプローチをしてお話をさせて頂いたうえでというふうに思って ございます。現在もそうしてございますが、そういったところは適切にやって まいりたいと考えてございます。

### 委員

そもそも論としてこのマイナ保険証の問題については、私どもの杉並区議会にも国への意見書提出を求める陳情が医療現場の方を中心に複数出されているという状況があります。支払い窓口でのトラブルなども非常に多いということだったり、対応の複雑さなどの問題も指摘されていると思うのです。私たちの議会としても、区民からの心配の声や問合せも聞いているところです。

杉並区として、この国民健康保険証の廃止とマイナ保険証との一体化についてどこに問題があると考えているのか。また、マイナ保険証との一体化につい

て、区の課題認識を伺いたいと思います。

また、マイナ保険証との一体化というのはあくまで住民個々人の判断となる と思うのですが、区として住民に強要を迫るようなことはないと思うのですが、 その辺りについての区の認識を伺いたいと思います。

あと、マイナ保険証との一体化が区民の不利益になるようなことは極力避けていただきたいと思うのですが、先ほどの短期保険証の対象者への強引な徴収強化や差し押さえ、特別療養扱いなどについては強引にやらないということを改めて確認したいと思うのですが、これについても自治体の判断で一定できると思うのですが、その点について改めて確認して終わりたいと思います。

#### 国保年金課長

まず1点目ですけれども、課題認識というお話だったと思いますが、まず、マイナ保険証についてはまだまだ使い慣れていない方も多くいらっしゃると思います。また、今後、資格確認書ですとか資格情報のお知らせ等、似たようなものが、いろいろ名前が紛らわしいものが出てきたりということで、その取扱いも非常に煩雑になってくるのかなと。我々の業務もいろいろやることが増えていくということで、大変忙しくなってくるのかなという課題もあります。

また、一方で区民の皆様におきましては、今申し上げたとおり、マイナ保険証を持っていなかったらどうなるのかとか、資格情報のお知らせというのは何なのかとか、いろいろ分かりにくいところが出てくると思いますので、それについても我々としましては丁寧にこれから説明していかなければならないということで、いろいろな課題が山積しているかなと思ってございます。

そうはいっても、これは法で定められているところでございますので、区としましてはそれに基づいて適切にやってまいりたいと考えてございます。

あとは、マイナ保険証を区民の方に強引に迫ることはないのかというような お話だったかと思うのですけれども、マイナ保険証につきましてはご本人様の 意思で取得するかしないかということになります。

マイナ保険証をお持ちでない方につきましては資格確認書というものを交付していきますので、そちらは今までの被保険者証と同様の取扱いで使えていくものになります。そのため、必ずご本人様の意思ということで、こちらで強引に、必ずマイナ保険証を取得しなさいとかいったことは決してやらないと思ってございますので、そのようにご理解いただければと存じます。

あとは、短期証等々のお話でございましたけれども、先ほど申し上げたとおり、当然強引なやり方ということは我々は思ってございません。引き続き丁寧

	にご説明しながら、ご案内しながらやっていきたいと思ってございます。
 会長	よろしいですか。
委員	最後、意見だけ。最後にしますけれども、現行の健康保険証を廃止して、マ
<b>双</b> 段	イナンバーカードに保険証機能を持たせたマイナ保険証を一本化するという、
	12 月 2 日まであと約 3 か月ということで、一方、移行の前提となるマイナン
	バーカード保有の割合はまだ70%台半ばと聞いています。マイナ保険証の利用
	率もいまだに10%程度というところで、12月2日の時点で大半の国民が無理な
	マージャンはたに10%性及というところで、12万2日の時点で大手の国民が無達な くマイナ保険証を使えるようになるのは非常に困難なのかなと率直に感じてい
	マイナ 休央証を使えるようになるのは非常に凶難なのがなる学直に感じています。
	そうした中で、区として国のマイナ保険証の一体化の実務に合わせて条例改
	定による規定の整備をせざるを得ないということも理解しています。質疑でも
	確認させていただきましたが、保険証の廃止とマイナ保険証の一体化が区民の
	不利益にならないよう十分に配慮した対応をしていただきたいということを最
	後求めて終わります。
	以上です。
会長	ありがとうございます。ほかにご質問はございませんでしょうか。また、最
	後にご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。
	ないようですので、これでお諮りいたします。
	令和6年度諮問第1号「国民健康保険法が一部改正されたこと等に伴う国民
	健康保険条例の一部改正について」を承認することに異議はございませんで
	しょうか。
	(異議なし)
会長	異議がないものと認め、令和6年度諮問第1号「国民健康保険法が一部改正
	されたこと等に伴う国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、
	原案を適当と認める旨、区長に答申することといたします。
	それでは、事務局は答申文案を配付してください。
	(答申文案配付)
国保年金課長	では、読み上げます。
	令和6年8月29日、杉並区長 岸本聡子様
	杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長 玉村 恭男
	国民健康保険法が一部改正されたこと等に伴う国民健康保険条例の一部改正
	について(答申)

	令和6年8月29日付け6杉並第30818号により、当協議会に対し諮問
	のあった「令和6年度諮問第1号 国民健康保険法が一部改正されたこと等に
	伴う国民健康保険条例の一部改正について」について、下記のとおり答申しま
	す。
	記、原案を適当と認める。
	以上です。
会長	答申文案に異議はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	異議がないようですので、案のとおり答申書を区長へ提出いたします。
	以上で諮問事項の審議は終了いたしました。
	次に、議題の(2)報告事項「国民健康保険被保険者証廃止後の資格確認書
	等の取り扱いについて」の報告をお願いいたします。
国保年金課長	私からは、報告案件「国民健康保険被保険者証廃止後の資格確認書等の取り
	扱いについて」ご説明いたします。
	ご説明する前に、修正点についてお伝えいたします。別紙2を御覧ください。
	郵送した資料では、左側から「現行の取り扱い」「廃止後の取り扱い」、次の
	項目として「杉並区の取り扱い内容」「特別区が示す取り扱い内容(参考例)」
	となっておりましたが、その順番を入れ替えて分かりやすく修正をしてござい
	ます。
	また、別紙3につきましては、裏面に新たに「資格情報のお知らせ」のイメー
	ジ図を追加してございます。
	それでは、報告資料にお戻りください。
	「国民健康保険被保険者証廃止後の資格確認書等の取り扱いについて」にな
	ります。
	国から示されました「マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化」の方
	針に基づき、国民健康保険被保険者証(短期証、資格証明書を含む)は令和6
	年12月2日に廃止となり、発行(新規発行・再発行)が終了し、廃止日以降は
	マイナ保険証による運用が基本となります。それに伴いまして、マイナ保険証
	を保有していない被保険者には「資格確認書」を交付し、一方で保有している
	被保険者には「資格情報のお知らせ」を交付するなど、新たな運用を行うこと
	となります。そのため、国や特別区長会事務局から提示されている情報のほか、
	現行の国民健康保険システムで対応できる運用方法を考慮した上で、区におけ

る資格確認書等の取り扱いについて定めます。

なお、令和9年8月1日以降における資格確認書及び高齢受給者証の取り扱いにつきましては、現行の国民健康保険システムから移行する標準化システムの稼働後、令和8年1月以降になりますが、そちらで改めて検討いたします。

具体的な区における資格確認書等の取り扱いについては、別紙1及び別紙2 を御覧いただきながらご説明いたしますので、そちらを御覧ください。

まず、別紙1になりますが、左側の列が「国が示す取り扱いの内容」となります。真ん中の色つき列が「杉並区の取り扱いの内容」になります。右側の列が「特別区による取り扱い内容(参考例)」となります。区の取扱いにつきましては、国が示す取扱いの内容の範囲内で設定しております。そこから逸脱して区独自で設けている設定はございません。

では、上の段から順にご説明いたします。

現行の保険証(短期証、資格証明書を含む)につきましては、国は改正法施 行後1年間(ただし、先に有効期限が到達する場合は有効期限まで)有効と定 めております。

また、これまで保険料を滞納している方に対して、通常の保険証の代わりに 資格証明書を交付して、医療機関での受診の際にはまずは10割を負担していた だき、その後、7割を区から本人に対してお返しすることとしていましたが、 今後は資格証明書の交付はせずに、特別療養費、すなわち10割負担の対象の有 無はマイナ保険証または資格確認書で確認できるようになりましたので、資格 証明書の交付に代わり、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこと と変更になっております。

次に、区の運用でございますが、区の現行の保険証の有効期限は、まず、令和5年10月1日から令和7年9月30日までとなってございまして、その2年間有効で発行してございます。令和6年12月2日以降の国の示す基準範囲内である令和7年9月30日まで有効となります。

特別療養費の支給の件につきましては、国が示すとおりとしてございます。 そのほか、短期証の有効期限は令和7年3月31日まで、資格確認書は保険証 と同じ有効期限となります。

次に、左の列の特別区につきましては、保険証の有効期限は特別区全体で統一されておりますので、有効期限は令和7年9月30日までとなってございます。なお、短期証や資格証明書の有効期限は各区において設けておりますので、

示されてはございません。

次に、様式でございますが、国が示す基準ではカード型、はがき型、A4型のいずれか、材質は紙またはプラスチックと選択肢がございますが、区は現行の保険証のタイプと同じカード型の紙としてございます。特別区の参考でも同様でございます。

次に、資格確認書の様式等になりますが、国が示す記載事項は必須記載事項 と任意記載事項がございます。ただし、必須記載事項のうち負担割合及び発効 期日については、高齢受給者証を別途交付する場合、その項目の記載はなくて もよいと示されております。

有効期間は5年以内で各保険者が設定することとし、更新時期の定めはございません。

区及び特別区の考え方は後ほどご説明いたします。

次に、資格情報のお知らせにつきましては、国が示す様式、記載事項のとおり、区のそれら事項も同様でございます。

次に、交付の取り扱いとして、国は70歳以上のみ負担割合、有効期限、発効期日を記載することとしております。また、更新時期は新規資格取得時または負担割合変更時等と定められておりますので、区もその取扱いに準じております。

資格確認書及び資格情報のお知らせの更新スケジュール等につきましては、 別紙2を御覧ください。

まず、下段が特別区の参考例でございます。特別区の参考例では、資格確認書と高齢受給者証の一体化を図り、70歳以上と70歳未満で有効期限を分けております。70歳以上の方は所得に応じて医療機関を受診した際の負担割合が2割または3割となりますので、毎年の所得状況で負担割合に変更が生じる可能性があることを踏まえまして、70歳以上は1年更新を基本としている案でございます。70歳未満につきましては、これまでの保険証の有効期限である2年を踏まえているものと存じます。

区の取り扱いにつきましては、高齢受給者証と資格確認書の一体化は行いません。こちらの方は、まず現行の区のシステムはこの一体化に対応していないということ。それから、令和8年1月からは国による新たな標準化システム、そちらの方に切り替える予定がございます。そちらのシステムにおいても、現時点において高齢受給者証と資格確認書の一体化が可能かどうか、仕様がまだ

定まっていない状況でございますので、当面の間はスケジュールのとおり高齢 受給者証と資格確認書を運用してまいります。 また、資格確認書につきましては、令和12年2月以降、新たに国民健康保険 の資格を取得された方に最少で10か月の有効期限の証を発行していきます。マ イナ保険証をお持ちでなく、現行の保険証のみお持ちの方には、現行の保険証 の有効期限である令和7年9月30日になる前に、申請等の手続を頂くことなく 資格確認書を交付いたします。 有効期限は1年10か月となります。 マイナ保険 証をお持ちの方には原則交付いたしません。 なお、令和9年8月1日以降の高齢受給者証及び資格確認書の取り扱いにつ きましては、標準化システムの稼働後、改めて検討してまいります。 次に、資格情報のお知らせにつきましては、特別区からは参考例が示されて おりませんが、区は国の示す基準に基づき、記載のとおり70歳未満と70歳以 上に分けて運用を行います。 令和 12 年 2 月以降、新たに国民健康保険の資格を 取得された方でマイナ保険証をお持ちの方には、当初、70歳未満は最大で約10 か月、70歳以上は最大で約8か月のお知らせを交付いたします。 70歳未満でマイナ保険証を既にお持ちの方につきましては、令和7年9月末 までに期限なしのお知らせを、申請手続等を頂くことなく交付していくという 考えです。また、70歳以上でマイナ保険証をお持ちの方には、令和7年7月末 までに1年の有効期限であるお知らせを、申請手続等を頂くことなく交付いた します。 別紙3は資格確認書及び資格情報のお知らせの仮のイメージを掲載しており ますので、参考に御覧いただければと存じます。 私からは以上となります。 会長 ありがとうございました。報告内容について、質問などはございますでしょ うか。 委員 質問させていただきます。マイナ保険証を持っている方に対しても資格情報 のお知らせを紙で発行するというお話がありましたけれども、これは法定にな るのでしょうか。マイナ保険証を持っている方が自分の資格情報を確認したい というニーズ、それも紙で郵送で送られてきたもので確認したいというニーズ がどこまであるかということを疑問に思っての質問です。 資格情報のお知らせは、おっしゃるとおりこれは法で定められておりますの 国保年金課長 で、お送りするというものでございます。資格情報のお知らせの役割でござい

	ますが、まず、委員ご指摘のとおりご自分の資格の情報を確認すると。これは
	資格情報のお知らせでもできますし、マイナポータルから確認ということもで
	きます。それがまず1点ですね。
	そういったことのために使うものということと、あともう1点が、マイナ保
	険証を医療機関へ持っていったときに、対応していない医療機関等があったと
	きには、その資格情報のお知らせとマイナ保険証を両方提示して使っていただ
	くという役割も担ってございます。そちらの資格情報のお知らせを持っていな
	い場合はマイナポータルをお見せしていただくというのもあるのですけれど
	も、そういった役割も兼ねているというものでございます。
会長	ほかにご質問はございますでしょうか。
委員	何点か確認します。資格確認書の更新というのが最初はプッシュ型で送って
	くれるということですけれども、システム改修のときにはまだ未定ということ
	なんですかね。令和9年の8月1日以降の取扱いというのは。そのときにもど
	のようになるのか、確認しておきたいと思います。
国保年金課長	まず、現行の保険証の有効期限が7年の9月末までとなってございます。そ
	れ以降は今度はマイナ保険証あるいは資格確認書となってまいりますので、そ
	うしますと、そのタイミング、9月中にマイナ保険証をお持ちの方については
	資格情報のお知らせを郵送します。マイナ保険証をお持ちでない方については、
	資格確認書を郵送でお送りするということで、申請等の手続なく郵送させてい
	ただく予定で考えてございます。システムのほうはそちらは対応してございま
	す。
委員	令和9年8月1日以降もということですか。
国保年金課長	令和9年8月以降の取扱いでございますが、こちらは新たなシステムが稼働
	した後、どのようになるかということでありますが、ただ、郵送につきまして
	はできるはずだと思ってございますので、そちらは引き続きやっていきたいと。
	ただ、国の法に基づいてやってございますので、また改正等があればそれに応
	じてですが、現時点においてはそういったことはございませんので、そのよう
	にやっていくと思ってございます。
委員	分かりました。申請しなくても郵送で送ってくれるというのは非常にいいこ
	とだと思うのです。それがかなりの方から心配の声として寄せられていたので、
	対応をしっかりお願いしたいと思います。
	資格確認書、今の現行の保険証であれば、例えば杉並区のいろいろな窓口で

	身分証みたいな形で使えるケースがあったと思うのですけれども、それについ
	ては本人確認ができるように、資格確認書で対応されるのかどうか。ちょっと
	ここの所管だけではなくて、ほかの所管も関わることになると思うのですが、
	その辺りはどのようになっているのかを確認したいと思います。
国保年金課長	おっしゃるとおり、いろいろな窓口で被保険者証を身分証明の1つとして取
	り扱っている業務、杉並区だけではなくて、いろいろな機関でもあるとは思う
	のですけれども、いろいろ業務の性質によるものがあるかなと思ってございま
	す。ですので、そちらにつきましては、まず我々区の方では全庁的に、今回、
	この証についてはこういうふうになっていく、ということについてはお知らせ
	をしていまして、各窓口の状況に応じて取扱いについては考えるようにとアナ
	ウンスしているところでございます。
会長	ほかにございますでしょうか。
委員	最後、まとめて聞いて終わりにしたいと思うのですけれども、例えばマル障
	とか、各医療証の取扱いがどのようになるのかを確認したいと思います。それ
	が1点目です。
	2点目が支払い窓口でのトラブルとか、複雑な対応がどうなるのかなという
	ことで、実際に想定してみないと分からないと思うのですけれども、現在でも
	マイナ保険証をカードリーダーで読み取る際に不具合が生じて読み取れないと
	いうことが起きているそうです。その際には、当面1年間は現行保険証で確認
	できると思うのですが、それがない場合は、被保険者が持参した自治体が発行
	する資格情報のお知らせ、A4の紙で確認するということになって、マイナポー
	タルにアクセスして資格情報を確認することになりますが、これはとても複雑
	で高齢者などが対応できない事態にもなりかねないと思うのですね。資格情報
	のお知らせだけでは医療機関の受診もできないということから、窓口でもトラ
	ブルも予測されるのですが、その点はどのようになるのかということ。
	あと、同じように、医療機関ではマイナ保険証や資格確認書から、被保険者
	が、例えば、特別療養かどうかは判断できると思うのですけれども、被保険者
	自身はマイナ保険証からはそれを確認できないと思うのですね。医療を受けら
	れると認識して支払いの際に窓口に行ったときにトラブルが起きるとか、その
	やり取りが発生して個人情報もそこで出さざるを得ないということにもなりか
	ねないと思うのですが、その辺りはどのようになるのか。
	あと、70 歳以上 74 歳未満の高齢者の窓口負担が所得 145 万円前後で2割負

担と3割負担に分かれていると。そのために負担割合を明らかにしている高齢 受給者証が発行されるということになるのですけれども、これについてはマイ ナ保険証に統一された場合に、この取扱いは同様に持参するということになる のかどうか。統一化という動きもあるそうですが、その辺りをまとめてお聞き したいと思います。

# 国保年金課長

まず1点目のマル障等のお話がございました。いろいろと今一本化というお話も国から出ていたりもするのですけれども、まだそこまで至っていないところでございますので、通常の医療機関でマル障の証をお持ちいただくのと併せて、マイナ保険証あるいは資格確認書を併せて提示していただくというスキームになるのかなと思ってございます。

あと、支払い窓口で読み取りができない等のトラブルがあってというお話だったと思うのですけれども、基本的に顔認証のカードリーダーがあるところにつきましては、まず行ったときに、マイナ保険証の場合はマイナ保険証を置いて、顔の認証あるいは暗証番号、それでもいろいろトラブルでできなかったりする場合、今度は窓口の職員の方がマイナカードの顔といらした方の顔を見比べて認証したりという形と聞いてございます。

確かにそういった、いろいろトラブル等はあるとは思うのですけれども、トラブルが発生したときには医療機関から我々に連絡を頂くこともございますし、あるいは我々の方もどういうふうに使っていくのかというところについては、しっかりと周知をしていきたいと思ってございます。

あと、特別療養費の件につきましては、まず、資格確認書にはその記述をします。資料3の中に例示させていただいておりますが、特別療養費の該当の方は「特別療養」と書く形になっていますので、ここが資格確認書の中では分かるということになります。ただ、マイナ保険証の中には記述はしませんのでどうなるのかといいますと、医療機関でお持ちの資格情報のオンライン確認システムでは、特別療養の対象だということが認識できます。ですので、そちらの方で確認をしていただくことになろうかと思ってございます。

あとは、本人が自分は知らなかったという可能性もゼロではないかと思いますが、特別療養費につきましては、必ず対象の方には、なる前にお知らせすることと定められております。ですので、我々の方は、しっかり特別療養費に該当ですよということはお知らせをしていきます。

また、その前のアプローチの中でも、当然、特別療養費の該当になる方は滞

	納されている方ということで、何度もアプローチをしていく中で、このままだ
	と特別療養費の該当になりますよというお知らせもご案内してまいりますの
	で、自分が今まで特別療養費かどうか分からなかったということがないように
	していきたいなと思ってございます。
	あとは、高齢受給者証の取扱いというお話がございましたけれども、資格確
	認書は高齢受給者証と併せて取り扱っていただくことになりますので、資格確
	認書をお持ちの方には高齢受給者証を発行していきます。マイナ保険証の方に
	つきましては、そちらの対象等はシステムで分かりますので、マイナ保険証を
	お持ちの方には高齢受給者証は発行しないという運用で考えてございます。
	ただ今後、システムが新しく変わった際には、高齢受給者証と資格確認書の
	一本化ということも見据えて考えていきたいなと思ってございます。
	以上でございます。
会長	ありがとうございました。ほかにご質問はございますでしょうか。
	それでは、以上で報告事項は終了といたします。
	次に、次第の5「その他」に移ります。
	事務局から何かございますでしょうか。
国保年金課長	先ほど報告させていただいている中で、もしかしたら「令和12年」と読み間
	違えてしまったところがあったかと思います。「令和6年12月2日」の切替え
	のタイミングのお話をするときに間違えて「12年」と申し上げてしまったかと
	思いますので、大変失礼いたしました。
	それでは、私から2点ございまして、1点目は、議事録署名委員に指名され
	た方には、少し先になりますが、議事録ができましたら署名をお願いしたいと
	いうところでございます。
	もう1点目が、次回の協議会の開催予定でございますが、今のところ令和7
	年2月下旬を予定しておりますので、近づいてまいりましたら改めて日程調整
	をお願いしたいと存じます。
	以上でございます。
会長	ありがとうございました。
	それでは、本日の国民健康保険事業の運営に関する協議会はこれをもちまし
i e	にないは、不自り国民民族内外事業の定古に因う。は開放とはこれがともりまし
会長	